



CONTENTS

I New Face

新しい教育・研究環境にて
ごあいさつ
立命館大学法科大学院に赴任して
新たな環境の下で
帰洛
三足のわらじを履いています

生熊 長幸 2
坂本 順彦 3
野田 恵司 4
渕野 貴生 5
村田 敏一 6
吉田 容子 7

II Overseas Conference

豪州学会紀行：「豪州日本法ネットワーク」会議と
「心理と法」国際会議に参加して

指宿 信 8

III Workshop Report

「法学会国際学術講演会
－日系カナダ人の経験が教えてくれること」を開催して

岡野 八代 10

IV Presentation

「第4回アジア企業法制フォーラム：
株主代表訴訟の理論と実践」に参加して

山田 泰弘 12

V Media Coverage

新任紹介

New Face

新しい教育・研究環境にて

生熊 長幸 *IKUMA Nagayuki*



この度、本学大学院法務研究科よりお招きいただき、4月に着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。これまで、国立大学・公立大学に勤務をしてきました関係で、この4ヶ月間、新しい環境に適応すべく努めて参りました。走るつもりはなかったのですが、結局走り続けてきたという感じです。

法科大学院は、まさにプロフェッショナルスクールで、法曹になることを夢見て入学してきた人たちの夢を適える役割をになっていますから、それこそ大変な教育機関です。とりわけ私立大学の場合、大学の生き残りをかけた競争の中で、目に見えた成果を出すことが求められるでしょうから、大学の期待は大きいだけに、関係者のプレッシャーは相当大きいものがあります。

私は、これまで公立大学の法科大学院の立ち上げに関与し、ここ数年極めて忙しい時期を送ってきましたが、学生数はこちらの半分ですし、優秀なUターン組の学生に恵まれたこともあり、それなりに余裕はありました。しかし、こちらの大学では、学生数が多いこともあり、教員がグループで対応しなければならぬ科目が多く、調整が大変ですし、学生からの匿名の厳しい批判にもさらされますので、とりわけ精神的に大変です。

法科大学院は、新司法試験の合格者数、合格率という数字により、全国の受験生や関係者から評価されるだけでなく、法科大学院の認証評価機関（大学評価・学位授与機構、日弁連法務研究財団、大学基準協会）の評価を受けることが義務づけられており、各法科大学院は、優良な評価を受けようと必死になっています。本学でも、学生の授業に対する

匿名アンケートが1学期に2度も実施され、FD関係での教員の集まりも頻繁になされ、教員・事務職員の時間的・精神的な負担は、膨大なものです。このような匿名アンケートが、少人数教育を旨とする教育機関において相応しいものか、単に匿名で人を批判する陰湿な傾向を一部の学生に植え付けるだけではないか（このような人たちの一定数が法曹になるのです）、再検討の必要があるのではないかと私は思っています。

本法科大学院は、学舎および学生向けの設備の面では、全国トップクラスであることは間違いないでしょう。しかし、それだけに学生は、大学に依存する傾向が強いのではないかと思います。国公立大学法科大学院の場合は、財政的に厳しいですので、設備的には極めて貧弱なところが多く、教員はもちろんよい教育を心がけていますが、学生は大学にはあまり期待せず、学生同士で切磋琢磨するほかないと割り切っています。

この大学で教育・研究に励みたいという教員が全国から集うような気持ちのよい教育・研究環境の確立が求められているように私には思えます。

（いくま・ながゆき 民法）

ごあいさつ

坂本 順彦 SAKAMOTO Nobuhiko

初めまして。本年4月から派遣検察官教員としてお世話になっております坂本です。

私が検事に任官した平成3年当時、法科大学院構想など世の中にたぶん存在しておらず、その後、平成16年度に大阪地方検察庁総務部指導係主任として年間176名の司法修習生の指導をした当時も、新司法修習生が実務修習にやってくるのはもう少し先のことであったため、法科大学院を身近なものと感じるまでには至りませんでした。

しかし、将来の法曹界を担う、いわば国の宝ともいべき司法修習生を指導することにはもともと興味があり、また、検察庁の外の世界や人々のことも知りたいという気持ちもあったので、私は、昨年秋、上司から法科大学院への派遣の意向打診を受けたとき、迷うことなく、それをお請けしたのです。

それからは、まさに刑法と刑事訴訟法とを学び直す苦しくも楽しい日々が続きました。

具体的には、およそ20年ぶりに教科書や判例集を関連条文とともに精読し、短答式試験の過去問を解くなどの作業を繰り返すなどして、現在の刑法・刑事訴訟法理論のアウトラインをつかむことに努めたのです。

私が担当しているのは、3年生対象の先端展開科目「刑事法務演習」で、弁護士の藤田正隆先生との共同授業で行っています（後期は森下弘先生との共同授業の予定）。

本年度前期の授業では、法務省法務総合研究所が実際の事件を素材として作成した窃盗否認事件の教材を主テキストとし、まず私が6回（12コマ）の授業で逮捕、勾留、証拠収集、公判請求、公判準備、公判立証等の検察実務を講義しました。講義とは言っても、院生への発問とそれに対する回答を重ねることにより、理解を深化させる方式をとっており、



模擬裁判終了後、検察官役の院生たちと

外部の方が見ると、検事の院生に対する厳しい取調べと感じられるかもしれませんが、院生の中には「あの緊張感がたまらない」という感想を述べる奇特な者もおり、任意性は十分に担保しているつもりです。そして、次の6回（12コマ）の授業で藤田先生が捜査弁護、公判弁護等を講義された後、最後の3回（6コマ）で上記テキストの事案による模擬裁判を実施しました。

この模擬裁判が、司法試験を控えている院生には大きな負担となる反面、日ごろの机上の勉強では得られない新鮮で貴重な経験となるようで、本年度前期の履修者たちも同様の感想を述べておりました。いつもは質素な身なりの院生たちも、スーツ姿に身を固め、最新のすばらしい法廷教室で、まさに水を得た魚のように生き生きと攻防を行っており、内容的には改善すべき点が多々あったものの、公判の知識を涵養するとともに、法曹としての夢と希望を培うためには良い機会であったと思います。

今後も、院生の夢の実現のため、工夫を重ねて精一杯職務に精励しようと考えておりますので、ご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

（さかもと・のぶひこ 検察官）

新任紹介

New Face

立命館大学法科大学院に赴任して

野田 恵司 *NODA Keiji*

この4月より、最高裁判所から派遣された特別契約教授として、法科大学院の教壇に立たせていただいております。現役の裁判官として京都地方裁判所に勤務しています。任官して16年目になりますが、これまで主に民事系を担当してきました。法科大学院での仕事はもちろん初めてです。「立命館」とは、長女が付属中学に通っている関係で縁があり、その立命館の法科大学院で仕事ができることを、大変うれしく思っています。

私が法曹を志して大学に入学したのは約24年前でした。それ以来、大学の先生、法曹界の先輩・同僚・後輩、裁判所の職員等、多くの方々から教えを受け、さまざまなことを学びつつ現在に至っています。法律家として仕事をする私のほとんどすべては、これら周りの方々から教えていただき、学び取った知識や知恵によって形作られており、自分のオリジナルはせいぜい5%程度しかないと思っています。それらの大学や法曹界から受けた大恩を、大学に対してまた法曹界を目指す後輩諸君に対してお返しするのは、今をおいて他にはない、そういう気持ちで法科大学院の教壇に立っています。

すでに4か月が過ぎ、前期の授業と試験が終わりましたが、ひとにものを教え、わかってもらうことは非常に難しい、そう実感しています。日ごろの裁判においても、よい裁判や訴訟運営をするには、しっかりと準備をし、当事者の方と同じようなレベルで自分も苦勞をしていなければならない、上辺の言葉だけでは、相手に納得してもらい、動かすことはできないと感じています。これは学生さんたちに対しても同じではないかと思えます。自分がすでに持っているものを教えれば足りる



のではなく、自分自身が学生さんたち以上に勉強し、成長している姿でぶつからなければ、本当に満足してもらい、実力を伸ばしてもらえよう授業はできないと感じています。

教える者として人間的にも能力的にも不足があることを、授業のたびに自覚させられます。しかし、「教師こそ最大の教育環境」と言われるように、教員の質によって学生さんの達成度は大きく違ってくるでしょうし、輩出される人材の質も決まってきます。そのような重大な責任をもつ教員として、学生さんたちのたった一度しかない人生の重大な時期に関わらせていただく以上、それに見合う努力と準備をし、日々力をつけつつ臨まなければ申し訳ない、そういう気持ちで頑張っています。

立命館大学法科大学院に勤務できるのは、3年間という限られた期間ですし、週2日しか登校できませんが、その1日1日を有意義に過ごし、後に振り返ったときに、法科大学院での3年間は一生の思い出となる素晴らしい期間であった、といえるようにしていきたいと決意しています。

皆様方にはいろいろとお世話になると思いますが、どうぞよろしく願います。

(のだ・けいじ 民事法/裁判官)

新たな環境の下で

渕野 貴生 *FUCHINO Takao*



刑事訴訟法を担当する渕野貴生と申します。のんびりと過ごしてきた静岡大学から4月にこちらに赴任して参りました。もともとの出身は大分で、高校までは大分市で暮らしていましたが、暑いところが苦手ということもあって、大学は仙台にある東北大学を受験し、学部・大学院・助手時代を通じて11年間、仙台で過ごしました。その後、最初の就職先である静岡に7年間住み、この4月から京都に南下してきました。この原稿を執筆している時点で、京都はまだ梅雨も明けていませんが、すでに京都の蒸し暑さにやや恐れをなしているところです。

京都には、祖母の兄が在住していた関係で、子どもどころ（当時はまだ市電が走っていました。）何度か遊びに来たくらいの縁しかないのですが、さすがに古都だけあって、当時の面影がふとした町のなかに残っており、自分の中の古い記憶と一瞬シンクロして軽い驚きを覚えることが何度かありました。また、学生が街にあふれているというところは、どこか仙台と似ているような雰囲気を持っていて、懐かしい気持ちになりました。

異動のあわただしさから、まだ、京都の雰囲気に触れる機会があるのは、週に1度、授業で朱雀と衣笠の両キャンパス間を往復するときくらいしかなく、なかなか京都の街中をゆっくり見て廻るところまでは至っていませんが、少し落ち着いたたら、徐々に京都の町を楽しんでいきたいと思っています。また、京都を拠点に、数少ない趣味である鉄道旅行と温泉めぐりに出かけてみたいと思っています。

さて、こちらでの授業も前期の1サイクル

が終わろうとしています。この数ヶ月は、大学教員として就職した初年度のとき以上に、厳しさを実感する毎日でした。学生の皆さんの熱心に学ぶ姿勢と、先生方の教育に対する妥協のないシビアさに、最初は、自分のような者がこのようなコンペティティブな共同体の中でついていけるのだろうか、と正直言って、不安に苛まされました。指宿先生の授業を継続的に傍聴させていただくなどのご好意を得て、学期の最後のころになって、ようやく少しずつペースを飲み込めてきたように感じています。これからも一步一步学んでいながら、教育、研究に一生懸命取り組んでいきたいと考えています。

研究面では、これまで犯罪報道と被疑者・被告人の適正手続保障との関係について研究してきました。今後とも、教育活動との両立を図りながら、裁判員制度のもとで報道の自由と被疑者・被告人の適正手続保障とをどうやって確保するかという点について研究を進めるとともに、刑を終えた人の社会復帰支援制度など、新しい問題にも取り組んでいきたいと考えています。

どうかよろしく願いいたします。

（ふちの・たかお 刑事訴訟法）

新任紹介

New Face

帰 洛

村田 敏一 MURATA Toshikazu



今年、祇園祭も、鉦立てから還幸祭までじっくりと堪能できた。あらためて京都に帰って来たとの想いが強い。ここロースクールの所在する朱雀の地は、紀長谷雄と鬼の双六勝負の伝説で名高い平安京の朱雀門跡もま近く、「あははの辻」や、神泉苑など、平安京伝来の百鬼夜行・妖怪出没ゾーンのど真中だ。中世には祇園祭りの巡行もすぐそばの三条通り商店街あたりまで届いていた。重層して堆積する歴史を実感しながら、過去を幻視する楽しみが堪らない。そして今日の三条通り商店街も、日々発見があり我々をして飽きさせない。学生時代は左京文化圏に棲息していたが、齢五十を迎え、今度は中京・右京文化圏で過ごすのも悪くない。そう言えば、美術の嗜好も、若き日の密教・神道美術や東西の宗教美術の比較から、禅宗美術や庭園にシフトしてきた。後期に衣笠に出講できるのを、そうした意味でも楽しみにしている。

企業に二十七年間勤務しての、転身である。早期定年として退職金も戴いた。まあ、今流行りの人生二毛作と言えなくもなかり。企業時代は、審議会・研究会や対官庁折衝で百戦練磨、バブル崩壊後の我が国経済再生へ向けた法的インフラ形成の面で、些かの貢献は、成しえたものと自負している。しかし、教育・研究となると、相当、勝手が違う。本格的な経験と言え、四年前、京大客員教授として法学研究科で金融・保険法を教えた一年だけである。正直言って、不安がないかと言え、嘘になる。ビジネス法務の中心を「遠く」離れ、第一線の現場感覚を維持できるかについての不安も、正直言って、在る。そうした中で臨んだ前期のロースクールでの演習・授業。コード化・パズル化したとも言われ、錯雑を極める「新会社法」の条文

構造を解きほぐしていくと、パッと、受講する院生の顔が輝く。なるほど、これが恩師、川又良也先生（京大名誉教授）がよく口にされていた教師冥利に尽きる瞬間かと頓悟した。商事法の研究については、解釈論は法的安定性確保の観点から徹底した文理・論理解釈や立法者意思探究を貫き、一方で立法論は時代・時代の経済活性化という政策追求のためダイナミックに展開すべき、という解釈・立法峻別論が私の信条である。この京都の地で、いささか涵養しすぎた感もある実務感覚をどう理論的に高め、発酵させられるかが自らの課題だと思う。経済の中心より離れ、ともすれば実務感覚から遊離しがちな多くの受講生に接するにつけ、時として暗澹たる気持ちに陥ることも、これまた、事実である。しかし、「教師冥利に尽きる」瞬間が味わえる喜びは、他の何ものにも替え難い。こうした喜びを感じることが出来る以上、自分自身で選択したこの職業を愛し、微力ながら本学の発展に寄与していこうと、日々、自らを鼓舞している。いつかじっくり味わおうと座右に置いている西田幾多郎全集や折口信夫全集の読破も、当分は諦めねばなるまい。そして、いつか、この京都の地で五大に帰っていくことでよいと思う。

(むらた・としかず 商法)

三足のわらじを履いています

吉田 容子 YOSHIDA Yoko

本年4月から法科大学院でジェンダー論や家族法務を担当しています。

出身は東北大学。1985年に弁護士になりました（京都弁護士会）。

弁護士業務の中心は、女性と外国人の人権に関する事件です。通常の事件受任に加えて、日弁連等での委員会活動、自治体（女性センターなど）での法律相談、女性や外国人の人権に関する市民向け講座の講師、民間シェルター/サポートグループからの法律相談や事件受任等も続けてきました。資力が十分でない女性や外国人からの依頼が多く、受任事件の約半数が法律扶助事件だった時期もあります。何故「女性」であり「外国人」かと問われると、些か答に窮するのですが、そのような事件に怒りを感じ、少しでも解決の手助けとなることにやり甲斐を感じるからだと思います。そのような感覚は人権課題に取り組む多くの弁護士に共通しているものと思いますし、これから法曹をめざす皆さんにも、各自がこれとは思う分野で人権課題に取り組んでいただきたいと思います。

NGO活動に力を入れているのも、同じ思いからです。DVやセクハラ事件の法的サポートをするだけでなく、ここ数年は人身売買禁止ネットワーク（JNATIP）の共同代表として人身売買（人身取引）撲滅に向けての活動にかなりの時間とエネルギーを使っています。NGO活動においても、弁護士には法と人権の専門家としての知識経験が強く求められ、関連分野の勉強と資料収集など地道な努力が不可欠です。しかし、国内・海外のNGOメンバー、日本政府・外国政府・国際機関等の担当



者、国会議員等に会い、対策を考え提言し、たとえその一部であっても実現させるという活動は、本業とは異なる面白さがあります。それにしても、被害者と支援の現場で被害者のサポートをするNGOメンバーの苦労には、本当に頭が下がり、「法律家は楽をしている！」とつくづく思います。

さて、肝心の教員歴ですが、学部の非常勤講師歴はありますが、法科大学院は初めてです。授業数も多く、準備は早くも自転車操業ですし、学生からの思ってもみない質問に絶句することもあり、前途多難？

このように「弁護士」「NGO」「教員」という三足のわらじをはいているため、睡眠時間が短縮する傾向にあります。それでも行き届かないことが多々あると思いますが、しばらくの間はご容赦いただき、どうか宜しくお願いいたします。

（よしだ・ようこ 民事法）

Overseas
Conference

海外出張報告

豪州学会紀行：

「豪州日本法ネットワーク」会議と「心理と法」国際会議に参加して

指宿 信 *IBUSUKI Makoto*

去る7月4日から9日にかけて、豪州で二つの国際会議に参加、報告をした。駆け足の旅だったが、以下、その内容と立命館との関わりなどについて触れておきたいと思う。

5日の朝にアデレードに到着、早速、「第三回心理と法・国際会議3rd International Congress of Psychology and Law」の会場であるヒルトン・ホテルに向かい参加登録する。この会議は4年に一度開催されているもので、前回はエジンバラで開かれ筆者も参加・報告をおこなった（その際の紀行文は、本ニューズレターの35号で記した）。今回は、オーストラリア&ニュージーランド心理と法学会がホストになって催された。4日間の会期中に65以上のセッションやシンポジウムが設けられ、25本に上るポスター報告、8つものキー・ノート（基調講演）が日替わりで持たれるという大がかりなイベントである。わたしは、現在、世界の刑事司法実務で最もトレンドな動向として注目されている治療的司法や問題解決型裁判所関連の、それから、修復的司法に関するセッションやシンポジウムにも参加した。

会議の途中であったが、6日には、日帰りでキャンベラへと飛んだ。朝5時に起き、会場であるオーストラリア国立大学に向かい、「豪州日本法ネットワーク」(ANJeL: Australian Network of Japanese Lawの略である)の第5回会議に参加した。今回のテーマは、“Japanese Law after Precession and Reform: Once was lost, now is found”と題され、司法制度改革の前後の日本法の、特に司法制度が焦点である。「市民の司法参加」をめぐる二つのセッションがあったが、第一部は主として外国人

の視点から、裁判員制度の分析が示された。特に印象深かったのはキャンベラ大学法学部のDavid Trait氏による、比較法的な視点で、豪州、米国、ドイツなどとの比較から、裁判員が相対的に幅広い責務を課せられているのが特徴であることが含意されていた点であろう。

わたしは第2セッションで報告をおこなった。第一報告者は、四宮啓氏（弁護士・早稲田大学法科大学院教授）で、裁判員裁判の概要を特に司法制度改革の趣旨との観点から説明された。第二報告として指宿は、「“古い革袋”か“新しい革袋か”：刑事裁判への市民参加をめぐる見解」と題して、主として社会的観点から、戦前の陪審制度の開始と停止、戦後の民主化の歩みと司法制度改革での議論、裁判員裁判の持つ限界、そして刑事手続きに与える影響に関する予想を提示し、聖書の例えを引いて、「新しい酒」である裁判員裁判を成功させるためには「古い革袋」では駄目で、多くの点で改めていく必要があることを指摘した。本セッションには在外研究中の現役の判事補が二名参加しており、それぞれ、裁判員制度が実務に与える影響、そして、刑事法域以外では専門家を動員するという反対方向の見地で改革が進められている現状（知財高裁や医療訴訟部門など）が紹介された。ランチを挟んで、午後は、「日本法は失われたのか、それとも見いだされるか」という、法情報、とりわけ海外からのアクセスに関するセッションが持たれた。ワシントン大学ロー・スクールの日本法コレクションの収集の歩みや、日本法英訳プロジェクトの紹介など、日本法をめぐる「環境」につき実践

的な、そして基盤的な話題が中心であった。わたしは、丁度この8月4日（明治大学）と8日（龍谷大学）に開催される「日本法の国際発信について考える」と題する公開研究会をオーガナイズしており、オーストラリアン法情報研究所共同代表であるグラハム・グリーンリーフ教授（ニュー・サウス・ウェールズ大学）をお招きしていることもあり、この催しの紹介も兼ねて、今後の日本法の英訳問題についてコメントを寄せた。

* * *

日帰りでアデレードに戻り、疲れた身体を休ませる暇もなく、翌日の午前中のシンポジウムの司会と報告をおこなった。今回は、学内競争研究資金で実施している「司法コミュニケーション研究会」の会員により、日本人だけがプレゼンターとなるセッションを企画した。タイトルは、“Zen in the Law: Japanese Style of Cognitive Science and Law” というもので、日本発の研究成果を披露しようという趣旨に基づく。第一報告は文学部のサトウタツヤ教授による「日本における心理と法の歴史」、第二報告は筆者で「自白法則：心理学の寄与と刑事司法の将来」、第三報告は藤田政博助教授（政策研究大学院大学）による模擬裁判員裁判における評議コミュニケーションの心理学的分析、第四報告は本学部の堀田秀吾準教授による模擬裁判員裁判における評議の会話に関する言語学的分析である。

質疑は特に我が国で二年後に実施される裁判員裁判と、取調べに集中した。後者についてはセッション終了後も質問攻めとなった。残念ながら満席とは言い難かったが、来年、陪審裁判を開始する韓国の研究者も参加して

おり、今後、国際的な比較研究の可能性と日韓合同研究の展望について話し合うこともできたのは意義深かった。他方、日本の研究が日本の独特の制度を背景に展開していることが十分伝えきれなかったという反省が残った。今後は、学会などに限らず英語論文などを通して発信していかなければ日本ならびに日本の学問動向への関心は高められないと思わされた。自然科学系に比して、日本独自の研究成果を海外で通用させるには（語学の壁もさることながら）、欧米の成果を「翻訳」「紹介」しているような研究だけでは駄目であるのは勿論、研究者各自が自己の問題意識を明確にし、方法論と分析方法について自覚的に展開する必要がある。これは、法学分野では21世紀における大きな課題のひとつだろう。

* * *

さて、今年度からは、法科大学院で開催している英語による日本法の集中講義「京都セミナー」に加え、豪日基金の援助を得て東京キャンパスを会場にして、ビジネスと法に特化した内容で「東京セミナー」が開催される。このように、豪日の交流が本学を舞台にますます活性化することが期待されている。ANJeLの次回大会も、来年2月、本学での開催が予定されている。多くの本学の教員ならびに学生が、豪州あるいはオセアニア地域に関心を寄せられることを期待して稿を閉じた。

（いぶすき・まこと 刑事法）

Workshop
Report

研究会報告

「法学会国際学術講演会

——日系カナダ人の経験が教えてくれること」を開催して

岡野 八代 OKANO Yayo

5月2日、オンタリオ州地方裁判所判事のマリカ・オマツ判事を迎え「法学会国際学術講演会」を開催いたしました。オマツさんは、日本では1991年に『ほろ苦い勝利』（原題、Bittersweet Passage）を公刊された、日系カナダ人に対する戦後補償問題に関する運動を推進してきた第一人者です。この度、彼女自身から、戦時中の日系人たちの辛い体験と、戦後における日系カナダ人が戦後補償運動の中で体得した教訓を学ぶ機会を得たことは、忙しいスケジュールの中でやりくりされた短期間の京都滞在ということもあり、望外の喜びでした。

オマツ氏の講演はまず、100年以上も前に太平洋の黒潮にのって、日本から漁民達がヴァンクーバー沖にやってきて、見ず知らずの土地を開拓し、未開の地を耕し始めたことから始まりました。その後、1905年から大量に押し寄せた移民の波に対して、当時まだ白人中心のカナダ社会では暴動が起り、1907年には、ヴァンクーバーの中国人街と日本人街は破壊され、強奪にあいます。黄色人種に対する敵意と恐怖心は、「黄禍」と呼ばれ、その後も長くカナダ社会の人種差別的な政策の中で残存し続けます。

人種差別的なカナダにおいて第二次世界大戦が勃発すると、当時ブリティッシュ・コロンビア州の海岸沿いに住んでいた23000人あまりの日系カナダ人は、資産を奪われ強制的に内陸部にある収容所に移動させられました。日系人がカナダ社会に対する安全保障上の脅威とはならないことが、カナダ軍によって報告されていたにもかかわらず、当時のマッケンジー・キング政府は、敵国人として日



系人の市民権を奪いました。しかし、わたしたちが驚かされるのは、市民権剥奪の状態は、戦後も1949年まで続き、さらにオマツさんの両親、そしてオマツさん自身にも決して消えることのない負の烙印を与え続けた、ということでした。

彼女は講演の中で、いかにご自身の中に、カナダ社会から拒絶される血が流れ、そして差別の対象として目につきやすい存在であったかを語られました。忘れられないエピソードとして、つぎのようにオマツさんは語ってくれました。

小さかった頃のある夕方、ガール・スカウトの集まりから帰宅するのに、父が迎えにやってきました。たった今習ったばかりの、秘密のリボン結びのしかたを興奮して父に説明していると、少年たちがわたしたちに向かって叫びました。「チック、チック」と（中国人を蔑む言葉です）。わたしは、父の手を即座に離しました。もしできたならば、道を横切っていたでしょう。わたしたちは、何も言わずに家に帰りました。小さな頃から、わたしたちは、自分の両親と自分自身を蔑むようになりました。わたしの中にはまだ、その当

時の自分がいます。幼い頃の恐怖と自己嫌悪の感情があります。こうしたかすり傷を覆っている傷跡はまだ残っています。

カナダでは日系人はマイノリティの中でも小さな存在です。そして、強制収容という、忘れたくても忘れられない経験を持つ日系人たちは、白人中心のカナダ社会に同化しようと努力し、またかつてのような悲惨な目にあわないために、目立たないようにひっそりと生きてきました。彼女の父は、お寺に通う一方で、オマツさんには教会に通わせ、また家でも英語だけで語りかけたとのこと。異人種間結婚は今では96%にも及ぶため、オマツさんは「まるで恐竜のように、わたしたちは絶命しかかっている」と表現されました。

しかし、1980年代に入ると、日系3世を中心に、全カナダ日系人協会を動かし、戦後補償の運動を始めました。小さなコミュニティのしかも30年以上も前の問題を解決しようとするには、全国民的な支援が必要でした。同じ経験をした合衆国の日系人と違って、カナダでは裁判に訴えるほどの資金もなかったために、メディアや小さな会合を通じてカナダ国民に、日系人の補償問題はカナダ人全員にとっての問題であることを訴えることから運動は始まりました。80年代、多文化主義に政策を転換し、民主主義の下に人権に対する意識が高まるなかで、多くの他のマイノリティ団体、労働組合、市民団体、そして教会関係者が日系人たちを支援しました。

1988年当時のマルルーニ首相は、「日本を出自とする数千人のカナダ国民を収容し、その財産を没収し、権利を剥奪したことは、誤っていた」、と公式に認めました。補償は、つぎのような内容でした。第二次世界大戦中

と戦後において、日系カナダ人になされた不正義を認めること。生存者一人あたりにつき、21000ドルを支払うこと（総計では、5億ドル）。1,200万ドルがコミュニティに支払われ、全カナダ日系人協会がそれを運用すること。人種間の調和と人種主義と闘うために、カナダ人種間・関係基金に寄付されること。そして最後に、「戦時措置法」が廃棄されたことです。

オマツさんは、9.11の同時多発テロ以降の世界においても、過去を見つめ直すことで人種・文明間の争いが解決されるだろうと示唆されました。講演は、「どんな形であれ権力が一人のひとを不正に貶めるとき、その他すべての人に、罪がある。というのも、かれらの暗黙の同意によって、権力の乱用が許されているからである。もし、かれら・彼女たちがその同意を取り下げるなら、その権力はほろびるだろう」という、ピエール・トルドー元首相の言葉で締めくくられました。

学生からも日本における民族差別の問題と絡めて、なぜ日系人には異人種間結婚がそれほど多いのか、教育を通じて差別問題を解決する難しさについての質問が出されました。今回のオマツさんの講演は、日本人にとっての過去、とりわけ東アジアの諸国民に対してなした行為にいかに向き合うかといった問題と社会正義の関係について深く思索する機会を与えてくれました。個人的には、94年にトロント大学留学中に手に取ったオマツさんの著作が、日本軍「従軍」慰安婦問題を思想的に研究する大きな契機となったことを思い出し、初めてお会いしたにもかかわらず、10年来の先輩に出会った懐かしさを覚えた今回の講演会でした。

(おかの・やよ 政治思想史)

Presentation

学会報告

「第4回アジア企業法制フォーラム：
株主代表訴訟の理論と実践」に参加して

山田 泰弘 YAMADA Yoshihiro



シンポジウム会場にて。

右から華東政法大学李偉群副教授、沈貴明教授、名古屋大学浜田道代教授、河合伸一最高裁判事、台湾中原大学朱徳芳助理教授、山田。

1. はじめに

山田は、現在、カナダ、バンクーバーにある The University of British Columbia において初めての在外研究を体験している。「十年一昔」とはよく言うことであるが、近年のIT技術の進歩は在外研究環境にも大きな変化をもたらした。今は E-mail 一つで国内外を問わず連絡を取ることができる。この点は良し悪しである。2007年6月8日に上海の華東政法大学で開催された国際シンポジウム「第4回アジア企業法制フォーラム：株主代表訴訟の理論と実践」への参加も一通のメールによる呼び出しから始まった。華東政法大学日本法研究センター長である李偉群副教授からの報告の指名である。彼は山田の大学院の同窓生であり、同級生から依頼を断ることは難しい。また、このシンポジウムはシリーズ化した企画であり、過去に開催された3回のうち2回につき山田は報告をしている。法律家は過去の先例に弱い。さらに山田にとって恩師にあたる浜田道代名古屋大学教授が共同議長を務

めるという。これで出席が決まった。幸いにもバンクーバー→上海は Air Canada の直行便が片道12時間で結び、出席の負担を軽くしてくれた。

シンポジウムでの報告やそこでの議論は実り多きものであった。そして、本学法学研究科を昨年度卒業した崔香梅さんが上海交通大学法学院講師として立派に活躍している様子を確認することもできた。

2. シンポジウムで得た収穫

今回のシンポジウムには、中国国内はもとより、韓国、台湾、日本から多くの人が出席した。中でも目を引くのは、日本から河合伸一最高裁判所元判事が基調報告をなされ、台湾からは会社法制立法をリードしている頼源河政治大学教授が報告をなされたことである。また、中国商法学の重鎮の一人である王保樹精華大学法学院元院長も出席され、このシンポジウムの学術水準を高めた。

山田は、第一セッション「株主代表訴訟制度の法的分析」で報告を行った。国際的潮流、とりわけ、OECDの「コーポレート・ガバナンスの原理」では、株主代表訴訟制度は少数株主の防衛手段（救済手段）と認識されてい



報告をする山田。

る。これに対して、日本法ではそのような機能を果たすとの認識はなく、上場企業において健全かつ適法な経営をエンフォースするという側面（抑止機能）しか強調されていない。このため、同じ株主代表訴訟という、株主が役員等の会社に対する責任を追及する訴訟を会社のために提起するという制度は、果たすべき機能が異なることから各国において設計思想が異なる。山田の報告では、設計思想の違いが端的に表れる株主代表訴訟の原告適格を巡る制度の違いに焦点を当てて、なぜこのような違いが生まれたのか、日本において抑止機能を重視する設計が取られた理由は何かという点を扱い、株主代表訴訟の抑止機能を結合企業法制の不備を補うものとして利用すべく、株主代表訴訟の原告適格の拡張が解釈論的に主張されるという展開を報告した。

山田にとっての大きな収穫は、台湾における「訴訟あるいは調停実施権授与制度」の導入を伝える頼源河教授の報告と、韓国において株主代表訴訟の持株要件の存在が市民運動を鼓舞したと分析する王舜模韓国慶星大学校教授の報告から得た知見である。

台湾において株主代表訴訟はほとんど利用されない。なぜなら、取締役の責任を追及する訴訟を提起するためには、株主は、発行済株式の3/100以上を保有しなければならず、ハードルが高いからである。また、訴訟費用は訴額にスライドし、原告株主はたとえ勝訴しても会社に対して費用償還を請求することは認められず、一般民事訴訟と同様に被告取



頼教授とともに。

締役に対してその賠償を求めうるのみとされているために、株主には代表訴訟を提訴しようとするインセンティブがないからである。このように株主代表訴訟の利用がディスカレッジされているのは、株主の濫用をおそれるからである。しかし、1980年代からの多数の企業不祥事の露見や株式市場の混乱を受けて、少数株主や個人投資家を保護する必要性が認識された。台湾は、株主代表訴訟を活性化させる道筋を採用せず、2002年の証券投資人及期貨取引人保護法（証券投資者及び先物取引者保護法）の立法により、消費者団体訴訟に類似する制度を採用することになった。公益目的の認可財団法人である証券投資人及期貨取引人保護機構（保護機構）が、同一の事件による損害を被った20名以上の投資家からの申立に基づき訴訟あるいは調停実施権限を授与され、保護機構が公益の観点から必要だと判断すれば、保護機構の名で訴訟の提起か調停の実施を行う。頼教授によれば、調停が中心であり、保護機構での投資家の申立の審査と、調停をするための当該会社などの関係者の同意とが必要となることから、株主の濫用を防ぐことができると同時に機動的な対処が可能となるとのことである。

韓国においては、IMF主導による構造改革の一環として、証券取引法において上場企業につき、株主代表訴訟が整備された。株主代表訴訟提起権は発行済株式の1/10000以上を有するという要件がかけられた少数株主権として設計された（大規模会社の場合には、5/100000に緩和）。韓国では、財閥と政治の癒着が大きな社会問題として注目されるが、財閥に対抗する市民運動の一環として、株主代表訴訟提起権は利用されることになる。もちろん財閥系企業の時価総額は巨額なものであり、たとえ1/10000であったとしても、それに相当する株式を単独で保有する株主は少ない。このため、「参与連帯」という市民組織が新聞・インターネットを通じて、賛同する個人株主を集めるキャンペーンを展開し、多くの個人株主を原告として代表訴訟を提起



河合伸一先生、王教授と上海博物館前にて。

した。高すぎる提訴の障壁がかえって市民運動の組織化を促進したのである。王教授によれば、現在このような市民による企業の経営の監視活動は、財閥やその創業者一族の影響力が強すぎる韓国企業に対する牽制手段として好意的に受け入れられている。このような市民運動のネックは、不祥事をおこした企業の株価下落である。キャンペーンにより確保した個人株主が原告として株主代表訴訟を提起するが、その後の株価下落により原告である多数の個人株主は、個人の財産が目減りするという事態に遭遇する。このような事態にあって、原告株主の中には所有株式を売り抜ける者が続出した。株主代表訴訟係属中に提訴株主が代表訴訟提起権の持分要件を満たさなくなれば提訴資格を維持できないとすれば、株主代表訴訟は却下されかねない。しかしそれでは、せっかく育ち始めた市民運動の芽を摘むことになるし、原告株主が手弁当で正義心から活動していることから、将来の生活資金である個人資産の目減りを甘受することまで彼（女）らに要求するのは酷である。この観点から、韓国法は、株主代表訴訟が一旦提訴されれば、その後に提訴株主が持株要件を満たさなくなったとしても、保有株式が0とならない限り、原告適格を維持できるとした。他方、韓国では投資家保護の観点から証券集団訴訟制度が整備されたが、まだ利用実績がない。王教授の分析によれば、投資家への直接賠償を求めるクラス・アクションでは株主（投資家）の私益を強調することにな

るから「参与連帯」は活動の場をそちらに移行することはないのが、証券集団訴訟の不活性化の要因である。世論が「参与連帯」の活動に好意的であればあるほど、私益を追及するクラス・アクションが提起されにくい雰囲気は韓国社会に醸し出されている。

台湾・韓国の動きに対して、中国での株主代表訴訟を巡る議論は、急速に思考を深めている。具体的な問題を前に、イギリス法（一国二制度の下で香港会社法はイギリス法と歩調を合わせて改正が行われる）、ドイツ法、アメリカ法、そして日本法を参考にしながら、解決を模索し、激論を交わす。しかし、「〇〇では」という紹介からは「かく解釈すべき」という運用指針が導き出せるわけではない。中国の問題の特殊性と制度設計自体が持つ意義を踏まえた解釈論を展開するまでには後一步である。中国会社法の制定にあたっての日本法の影響が大きいことから、日本の法学者が中国の会社法の発展を支援しうる余地が大きいことを改めて感じた。

3. 崔香梅さんとの再会

このシンポジウムでは、名古屋大学大学院法学研究科前期課程の院生（金さんと瀧さん）が通訳・翻訳の労を取ってくれた。的確に発言者の意図を踏まえて法概念の違いを超えて翻訳をする二人の様子に感嘆をした。いくら二人が優秀であっても、9時から18時までという長丁場のシンポジウム全体の通訳をこなすことがハード・ワークであることに疑いはない。ここで的確に助け船を出し、通訳の労を取ってくれたのは、我らが崔さんである。崔さんは、2007年3月に本学を卒業すると同時に上海交通大学に就職し、上海の日本法研究会などで積極的に日本留学経験のある法学者とも交流をしていた。このため、このシンポジウムにも参加し、通訳の労も取ってくれたのである。社会人院生を相手にする目前の商法の集中講義の準備で忙しい中シンポジウムに出席し、通訳をしてくださったことは大変ありがたく、彼女の貢献もシンポジウムの

成功の要因の一つである。

4. おわりに

上海のシンポジウムでは、崔さんがしっかりと中国で研究者・教育者として独り立ちしている様子を確認でき、中国において株主代表訴訟が制度として根付こうとする様子もわかった。それに加え、韓国・台湾での責任追及制度の展開に関する情報を共有できたことは喜びである。韓国・台湾での経験は、株主代表訴訟制度の抑止機能を徹底させ、上場企業の経営陣を規律する制度とすることが株主権という範疇を超えて代表訴訟制度が公益を

担う制度へと移行することを示す。金融工学の発展は社債と株式の境を低くし、証券市場の発達には株主が会社から離脱することをより一層容易化する。離脱可能な株主の権利を前提とした経営の規律の限界とそれを打ち破る一つの道筋を提示するものとして、隣国の会社法制の進展にも大に見習うべき点があることを再認識させてくれた。大競争時代において、制度間競争をしなければならない現在、学術交流による情報の交換は重要な活動として位置づけられるべきである。

(やまだ・よしひろ 民事法)



崔さんと浜田先生とともに。



上海浦東国際空港と上海市郊外を時速430kmで結ぶリニア（上海トランスラピッド）。

Media
Coverage

法学部定例研究会

(2007年7月～9月)

- 07年7月16日 シンポジウム：松本克美氏「和解への行動 ドイツの経験」
- 07年7月17日 政治学研究会：Ido Oren氏「自著『アメリカ外交と政治学（Our Enemies and US）を語る』」
- 07年7月20日 シンポジウム：岡野八代氏「ケアと労働—移動する女性たち」
- 07年7月27日 民事法研究会：松本克美氏「購入建物に瑕疵があった場合の建築施工社、工事管理者等の不法行為責任 —最高裁平成19年7月6日判決の意義と残された問題—」
- 07年9月 1日 国際シンポジウム：指宿信氏「心理と法の可能性を考える」
 - 討論 2 松本克美氏 “Tort Law and Cognitive Science”
 - 討論 3 指宿信氏 “Reliability of Victim's Statement”
- 07年9月 8日 「司法制度改革と先端テクノロジー」研究会：指宿信氏「裁判員裁判のeサポート 市民にやさしく、信頼できる、質の高い制度構築に向けて」

RITS
Ritsumeikan
University

編集後記

立命館ロー・ニューズレターも通算50号の節目を迎えることができました。ここまで無事に刊行できたのは執筆者を始めとする関係各位のご助力の賜物と存じます。ここに御礼申し上げる次第です。

今号も法務研究科（法科大学院）に新たに着任された先生方によるご挨拶と海外出張・研究会・学会のご報告を中心に充実した内容をもってお届けしております。とりわけ、新任の先生方のご挨拶からは新たな環境にける意気込みが伝わって参ります。各先生方のご報告もそれぞれの研究活動について詳細に記された読み応えのあるものです。

今後も本ニューズレターが法学部・大学院法学研究科・法務研究科における研究・教育活動をお伝えする「窓」としての役割を果たせるように助力して参ります。どうぞよろしくお願いいたします。

立命館ロー・ニューズレター

第50号（2007年9月）

編集：立命館大学法学部

ニューズレター編集委員会

発行：立命館大学法学部研究委員会・

立命館大学法学会

〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1

TEL. 075-465-1111(代)

FAX. 075-465-8294

URL. <http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/>

[law/lex/rlrindex.htm#nl](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/rlrindex.htm#nl)

編集委員 中村 康江